

岩手県告示第 999 号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成 8 年岩手県告示第 980 号）で告示した岩泉町浦志内鳥獣保護区、龍泉洞鳥獣保護区及び岩泉町神滝沢鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成 18 年 10 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 変更後の岩泉町浦志内鳥獣保護区の区域の表示 下閉伊郡岩泉町地内の大川左岸と荻窪沢右岸との交点を起点とし、起点から大川左岸を西に進み浦志内沢左岸との交点に至り、同点から同沢左岸を北西に進み盛岡市に至る山道との交点に至り、同点から同山道を北に進み下閉伊郡岩泉町と盛岡市の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み民有林 350、351 及び 352 林班と民有林 357、356、355 及び 353 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み荻窪沢右岸との交点に至り、同点から同沢右岸を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 変更後の龍泉洞鳥獣保護区の区域の表示 下閉伊郡岩泉町地内の国道 455 号と一般県道田野畑岩泉線との交点を起点とし、起点から国道 455 号を南西に進み主要地方道久慈岩泉線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み町道沢廻線との交点に至り、同点から同町道を西に進み下閉伊郡岩泉町岩泉字片畑 5 番地 1 との交点に至り、同点から北に進み民有林 207 から 212 及び 216 林班と民有林 206 から 202、213、215、218 及び 217 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進みさらに東に進み主要地方道久慈岩泉線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み民有林 226 及び 225 林班と民有林 223 及び 224 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みさらに南東に進み下閉伊郡岩泉町と下閉伊郡田野畑村の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み民有林 228、230、231 及び 233 林班と国有林三陸北部森林管理署 565、564 及び 563 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに北東に進み同境界の終点に至り、同点から民有林 233 林班の境界を南東に進み民有林 233 林班と民有林 234 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み一般県道田野畑岩泉線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 変更後の岩泉町神滝沢鳥獣保護区の区域の表示 下閉伊郡岩泉町地内の国道 455 号と民有林 241 から 243 林班と民有林 244 及び 245 林班の境界との交点を起点とし、起点から国道 455 号を西に進み沢中沢との交点に至り、同点から同沢を北西に進み岩泉町沢中銃猟禁止区域の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み一般県道田野畑岩泉線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み民有林 240 林班と民有林 236 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み下閉伊郡岩泉町と下閉伊郡田野畑村の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み民有林 241 から 243 林班と民有林 244 及び 245 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域